

払下げ・寄附相談前チェックシート

①申請者の資格確認

- ☐ 私は、対象土地の登記上の所有者本人又は隣地者である。
- ☐ 相続登記は完了している。
- ☐ 抵当権・地上権・賃借権など、第三者の権利は設定されていない。
※相続未了・抵当権が残っている土地は受理できません。

②土地の状況確認

- ☐ 隣接地との境界は確定しているまたは払下げ可否決定後実施予定。
(境界不明・境界紛争中ではない)
- ☐ 第三者による使用・占有はない。
- ☐ 現地確認し、土地全体が分かる。

③公共利用について（寄附の場合のみ）

- ☐ 市が利用する具体的な公共目的を説明できる。
- ☐ 将来的に恒常的な維持管理費が発生しない。
- ☐ 市が管理することによる苦情・事故等のリスクが低い。

④位置・資料確認

- ☐ 対象土地の公図、登記簿を用意できる。
- ☐ 対象土地の位置が分かる位置図を用意できる。（住宅地図やグーグルマップ可）
- ☐ 現地の写真を提出できる。（払下げ・寄附希望地が分かるように複数枚）
- ☐ いわて遺跡地図を確認し、遺跡範囲外である。（インターネットで検索）
※遺跡範囲内の場合、文化財課に了承を得ているか。

⑤ライフライン・水路等の確認

- ☐ 上水道管について、岩手中部水道企業団に出向き、対象土地の管路の有無を確認し、管路図を取得する。
- ☐ 下水道管について、下水道課に出向く又は北上市わが街ガイドにて対象土地の管路の有無を確認し、下水道台帳図を取得する。
- ☐ 水路について、対象地管轄の土地改良区（岩手中部・猿ヶ石・豊沢川）に出向き、管理状況（現在使用・管理されている水路か）を確認した。

⑥最終確認

- ☐ 上記全てに✓が付いた。
→払下げ・寄附依頼書の提出が可能です。
- ☐ ✓が付かない項目がある。
→現時点では相談ができません。（条件を整えてから再確認してください）

注意事項

- ・本チェックは、相談を受けられるかの入口です。
- ・市が事前に調査・現地確認を行うことはありません。
- ・相談を受理した場合でも、払下げ・寄附が必ず認められるものではありません。